平成３０年度

東京港「江戸」運航

仕　　様　　書

平成　３０　年　　２　月
国土交通省関東地方整備局
東　京　港　湾　事　務　所

１．概　　要

本件は、当局所有の港湾業務艇「江戸」を東京港及びその周辺海域の港湾工事にかかる工事監督等に就役させるため、受注者による運航契約をするものである。

港湾業務艇	係船場所
江　戸	東京港

２．運航船舶主要目

船舶主要目	「江戸」
船体寸法　長さ	１８．９５　（m）
幅	４．７７　（m）
深さ	１．３０　（m）
吃水	０．６５　（m）
総トン数	２４　　（ＧＴ）
材　　質	ＦＲＰ
主 機 関	４２３(kW)×２基
航行区域	平　水

３．一般事項

受注者は下記事項を履行すること。

（１）本件の履行に当たっては、港則法、海上交通安全法、船舶安全法、海上衝突予防法、船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の関係法令に従い安全に留意し、事故が生じないように十分注意すること。
（２）本件の履行に当たっては、船舶の構造及び機能等に習熟のうえ行うこと。
（３）船舶を常に最良の状態で使用出来るように、船舶点検表を作成して点検を行うこと。
（４）本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。
（５）船舶に異常が生じた場合は、速やかに監督職員に報告し指示を受けること。
（６）関係官庁への諸手続きは受注者が行うこと。

４．引渡場所及び返還場所

東京都江東区新木場２－３－１　東京港湾事務所　船舶係船場（別添図参照）

５．運航内容

（１）運航場所

港湾業務艇	運　　航　　場　　所
江　戸	東京港及びその周辺海域の当局が指定する場所とする。

（２）運航期間及び運航日数

運航期間は、平成３０年　４月　１日から平成３１年　３月３１日までとする。
上記運航期間中に当局が予定している運航日数は、以下のとおりとする。
なお、定期的維持修理期間（これに伴う回航日及び立会日は除く）、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇及び全土曜日は休日と設定している。
また、当局の都合により、この運航期間及び運航日数は変更できるものとする。

港湾業務艇	運航日数
江　戸	延べ２１８日

（３）定期的維持修理期間

１）定期的維持修理期間は、関係法令に基づき乗り組み基準の特例許可を受けたうえで乗組員を１名とすることができる。

２）定期的維持修理期間においては、運航予定通知書による指示又は監督職員と協議のうえ、乗組員を本船の維持修理作業（別途契約の他の業務）に立会わせることができる。立会は１名を原則とし、立会日については運航（休止）の扱いとするが、これによりがたい場合は監督職員と協議のうえ変更することができる。

（４）燃料及び雑品

運航及び船舶の管理に必要な燃料及び雑品の経費は受注者が負担する。

ただし、電力及び用水は、船舶係船場において当局が提供する。

（５）運　　航

運航の経路及び離接岸、待機等の地点は、監督職員の指示によるものとする。

なお、当局の指定する様式に従って運転日報を提出すること。

（６）運航時間

運航時間は、９時１５分から１８時００分までのうち、休憩１時間を除いた７時間４５分とする。

ただし、当局の都合により上記以外であっても運航の指示があった場合は、その指示に従うこと。

（７）船舶保険

船舶保険｛普通期間保険第５種と船主責任保険(保険支払限度額２億円、油その他の汚濁水面清掃費用削除)｝を掛け、契約証書の写しを提出する。

（８）運航計画書

運航実施に先立ち、運航計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、記載内容は下記を標準とする。

１）実施体制組織表（地震緊急時の体制を含む）

２）運航中止基準

３）緊急連絡網

４）保守点検方法及び内容

５）安全管理

６）その他必要事項

（９）地震等緊急時の対応

地震等緊急時に１時間以内に運航できる体制を確保する。

ただし監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

６．契約方法

（１）契約は、下記項目毎の単価契約とする。

なお、燃料費の算出にあたっては「江戸」の実績値（６８．３Ｌ／ｈ）を基に算出する。

運　航　費　項　目	労　　務　　費	燃料・雑品	諸経費
運航(運航、運休)１日当り	有資格者２名分の労務費	―――	○
運航(休止)１日当り	有資格者１名分の労務費	―――	○
運転１時間当り	―――――	○	○
船舶保険１日当り	―――――	船舶保険料	○

（２）用語の定義

運航(運航、運休)１日当りとは、運航または待機に要した日を指す。

運航(休止)１日当りとは、修理(定期的維持修理は除く)又は、その他止むを得ない理由により当局が長期の休止を要請した日を指す。

（３）運航費の内訳書を提出すること。

なお、乗組員の労務費については、基本給(割増賃金対応基本額)と諸手当ての内訳書を提出すること。

７．検　　収

１ヶ月毎の運航日数及び運転時間数等の確認をもって検収とする。

８．支払い

支払いは、１ヶ月毎の実績精算払いとし、下記の要領で行うものとする。

（１）運航費(運航、運休、休止)

運航費は、当該月の運航(運航、運休)、運航(休止)の各日数の合計にそれぞれの単価を乗じて得た金額を支払う。

（２）運転費

運転費は、当該月の運転時間の合計に１時間当りの単価を乗じて得た金額を支払う。

ただし、合計時間に１時間未満の端数が生じた場合は、その端数が３０分以上の時は１時間とし、３０分未満のときは切り捨てる。

（３）船舶保険料

当該月の全日数に単価を乗じて得た金額を支払う。

（４）超過勤務手当

「５．(６)運航時間」以外及び「５．（２）運航期間及び運航日数」で設定している休日に就業した場合は、１時間につき乗組員労務費の基本給（割増賃金対応基本額）の１／７．７５に時間帯によりそれぞれ下表の率を乗じて得た金額に諸経費を加算したもの（円未満の端数は切捨てる）を単価として当該期間の合計時間（合計時間に１時間未満の端数が生じた場合には、その端数が３０分以上のときは１時間とし、３０分未満のときは切り捨てる）を乗じて得た金額とする。

１）運航予定日の運航時間以外に業務を行った場合

時間帯	率
①　２２時から翌日の５時まで	１５０／１００
②　①以外の業務時間外	１２５／１００

２）休日に業務を行った場合

時間帯	率
①　０時から５時まで、２２時から２４時まで	１６０／１００
②　①以外の休日	１３５／１００

（５）旅費

１）定期的維持修理時における、回航時の陸上移動に要する旅費を支払う。

２）定期的維持修理期間における、乗組員の立会に要する旅費を支払う。

９．暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

（１）受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行なうこと。下請人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

（２）（１）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。

（３）（１）及び（２）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある

（４）暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。
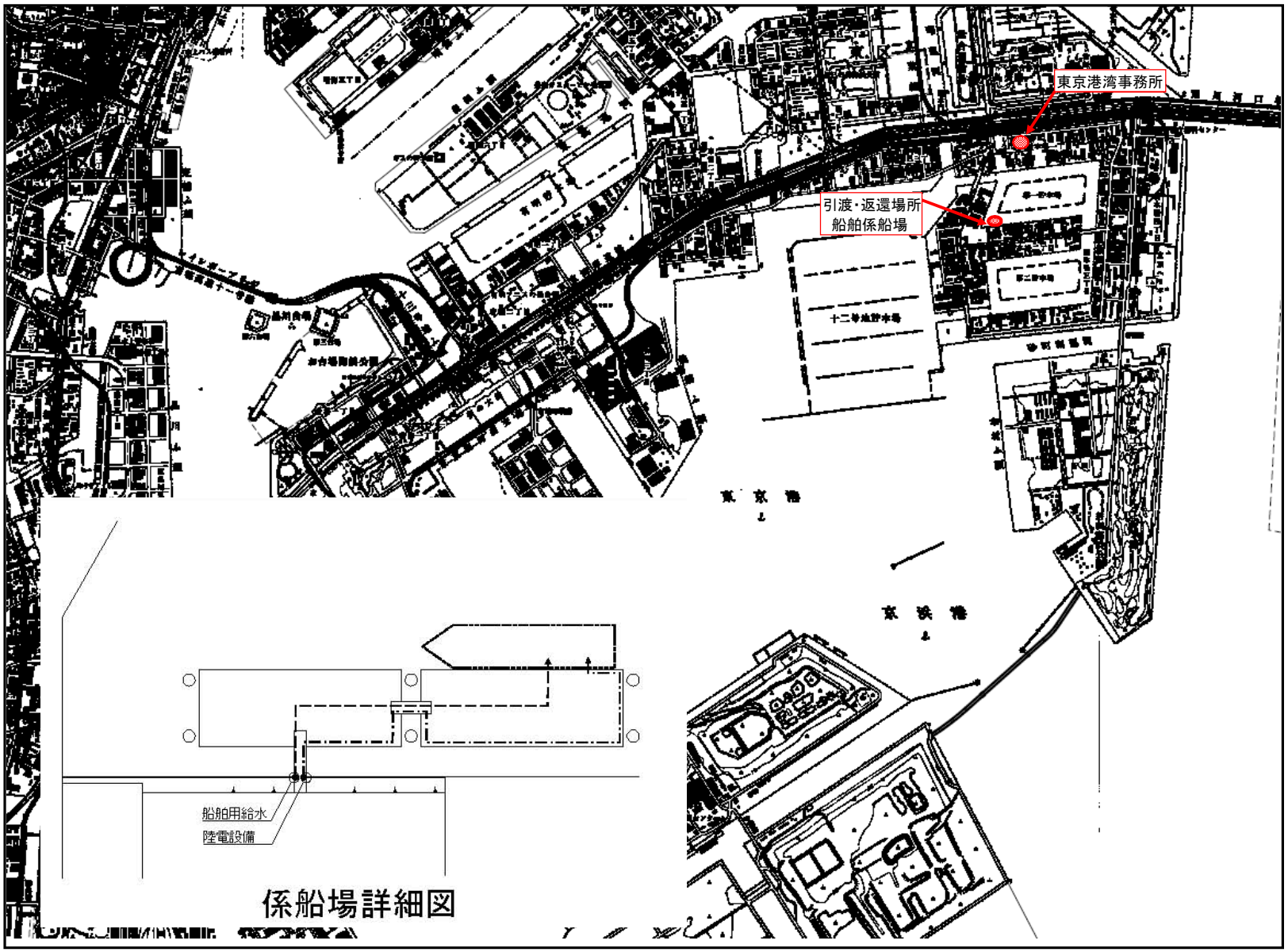
係船場位置図・詳細図